



金沢市公報

第3185号の4

令和7年(2025年)7月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

○金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交

付要綱の一部改正について (建築指導課) 1

○金沢市被災木造住宅耐震改修工事費等補助金

交付要綱の一部改正について () 1

告 示

●金沢市告示第235号

金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成16年告示第61号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月1日

金沢市長 村 山 卓

別表木造既存建築物の項中「2,500,000円」を「2,800,000円」に改める。

附 則

- 改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱第8条第1項の規定による申請をする者について適用する。
- 平成31年告示第89号（金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の一部改正について）による改正前の別表の規定により耐震設計に係る補助金の交付を受けた木造既存建築物（特定住宅及び共同住宅等を除く。）に対するこの告示による改正後の別表の規定による耐震改修工事に係る補助金の交付については、同表の規定中「額以内の額とし、その額は、2,800,000円」とあるのは、高齢者等住宅にあっては「4分の3に相当する額以内の額とし、その額は、1,800,000円」と、高齢者等住宅以外の一戸建ての住宅にあっては「3分の2に相当する額以内の額とし、その額は、1,600,000円」と読み替えて同表の規定を適用する。

●金沢市告示第236号

金沢市被災木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱（令和6年告示第188号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月1日

金沢市長 村 山 卓

別表耐震改修工事の項及び建替え工事の項中「2,500,000円」を「2,800,000円」に改める。

附 則

- 改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に金沢市被災木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱第8条第1項の規定による申請をする者について適用する。

令和7年(2025年)7月1日 発行 発行人
発行所
編集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市
金沢市役所
(株)共栄